

就労継続支援A型に要する費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第14 就労継続支援A型 1 就労継続支援A型サービス費(1日につき) イ <u>就労継続支援A型サービス費(I)</u> (1) <u>利用定員が20人以下 590単位</u> (2) <u>利用定員が21人以上40人以下 527単位</u> (3) <u>利用定員が41人以上60人以下 494単位</u> (4) <u>利用定員が61人以上80人以下 485単位</u> (5) <u>利用定員が81人以上 470単位</u> ロ <u>就労継続支援A型サービス費(II)</u> (1) <u>利用定員が20人以下 539単位</u> (2) <u>利用定員が21人以上40人以下 481単位</u> (3) <u>利用定員が41人以上60人以下 448単位</u> (4) <u>利用定員が61人以上80人以下 439単位</u> (5) <u>利用定員が81人以上 424単位</u> 注1 <u>イ及びロ</u>については、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支	第14 就労継続支援A型 1 就労継続支援A型サービス費(1日につき) イ <u>利用定員が40人以下 481単位</u> ロ <u>利用定員が41人以上60人以下 448単位</u> ハ <u>利用定員が61人以上80人以下 439単位</u> ニ <u>利用定員が81人以上 424単位</u> 注1 <u>就労継続支援A型サービス費</u>については、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害者支援施

援A型(規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。)において、指定就労継続支援A型等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

就労継続支援A型サービス費（I）を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準において、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

3 ロについては、注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等以外の指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位

設が行う就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 就労継続支援A型サービス費については、指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。)において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 就労継続支援A型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援A型計画(指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援A型計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

5 利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労継続支援A型サービス費は、算定しない。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A

3 就労継続支援A型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援A型計画(指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援A型計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

4 利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労継続支援A型サービス費は、算定しない。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数が15以上(指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利用者の数が51以上である場合にあっては、当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上)であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、視

型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算 26単位

注 指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援A型事業所等の指定就労継続支援A型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(削除)

4 初期加算 30単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合 187単位

覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算 26単位

注 指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援A型事業所等の指定就労継続支援A型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 新事業移行時特別加算 48単位

注 特定旧法指定施設である指定就労継続支援A型事業所等において、利用者に対して、指定就労継続支援A型等を行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定就労継続支援A型事業所等に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 初期加算 30単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

6 訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合 187単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 280単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において継続して指定就労継続支援A型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援A型等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援A型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「就労継続支援A型従業者」という。）が、就労継続支援A型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業者又は指定障害者支援施設が、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 280単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において継続して指定就労継続支援A型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援A型等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援A型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、就労継続支援A型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

7 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業者又は指定障害者支援施設が、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

8 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委

者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のう

託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

ち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

9 欠席時対応加算 94単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労継続支援A型等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援A型従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

10 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 500単位

ロ 医療連携体制加算(II) 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

11 施設外就労加算 100単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において、月の利用日数から事

業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準とは

次に掲げる各号をすべて満たした場合に対象とする。

- (1) ユニット単位で実施することとし、1ユニットは利用者3人以上とすること。
- (2) 利用者の数の合計数は、利用定員の100分の70以下を限度とすること。
- (3) 1ユニットごとに職員を配置することとし、その職員の数が、常勤換算で、就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）で算定する指定就労継続A型事業所等においては、施設外就労利用者の数を七・五以上で除した数以上、就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）で算定する指定就労継続支援A型事業所等においては、1ユニットにおける施設外就労利用者の数を十で除して得た数以上であること。

12 重度者支援体制加算

イ 利用定員が20人以下 56単位

ロ 利用定員が21人以上40人以下 50単位

ハ 利用定員が41人以上60人以下 47単位

ニ 利用定員が61人以上80人以下 46単位

ホ 利用定員が81人以上 45単位

注 指定就労継続支援 A 型等を行った日の属する年度の前年度に
おいて、障害基礎年金 1 級（国民年金法（昭和34年法律第131
号）に基づく障害基礎年金 1 級をいう。以下同じ。）を受給す
る利用者の数が当該年度における指定就労継続支援 A 型等の利
用者の数の100分の50（平成24年 3 月31日までの間、特定旧法
指定施設が行う指定就労継続支援 A 型等に係る指定就労継続支
援 A 型事業所等にあっては100分の 5）であるものとして都道
府県知事に届け出た場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定
単位数を加算する。